

令和8年度離職者等再就職訓練事業に係る公募に関する説明書

この説明書は、国の委託訓練実施要領（令和 7 年 3 月 31 日改正開発 0331 第 19・20 号厚生労働省人材開発統括官通知）に基づき、茨城県立土浦産業技術専門学院が実施する「令和 8 年度離職者等再就職訓練事業」の発注において、公募型プロポーザル（提案）方式を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

1 事業の目的

職業能力の開発を必要とする離職者等に対し、民間教育訓練機関等による、地域の人材ニーズに基づいた職業能力を開発・向上させ、かつ、多様な職業訓練の受講機会を確保し、早期就職の促進を図るため実施するもの。

2 業務の概要

（1）業務名

離職者等再就職訓練事業

（2）業務内容、委託料単価上限額、開講コース数等について

別紙「令和 8 年度離職者等再就職訓練事業仕様書」のとおり

（3）担当部局

〒300-0849

茨城県土浦市中村西根番外 50 番 179

茨城県立土浦産業技術専門学院 離職者等再就職訓練担当

電話：029-841-3551

電子メール：info@t-gakuin.ac.jp

3 プロポーザル参加者の資格要件

企画提案に参加する者は、次の要件を全て満たしていること。

ただし、長期高度人材育成コースは、（6）～（9）を除く。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。
- （2）政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- （3）茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- （4）会社更生法（平成 14 年 法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （5）茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者ではないこと。

- (6) 令和4年度から令和6年度の3年間において、各都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から委託等を受けて公的職業訓練を行った実績がある者、又は新たに公共職業訓練の受託を希望する法人にあつては登記簿謄本の目的に、個人事業主にあつては個人の事業開廃届出書の事業概要に、民間教育機関としての業務を掲げ、令和4年度から令和6年度の3年間において教育訓練等の実績を有するものであること。
- (7) 平成26年度から実施されている「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を委託契約締結する日において、有効な受講証明書を有する者が在籍していること。
- (8) 知識等習得コースへの応募にあつては、下記により得られる、同一又は類似する訓練コースにおける直近2回の就職率が、2回連続して35%未満となっていないこと。
就職率＝(訓練修了後就職者数＋中退就職者数)÷(修了者数＋中退就職者数)×100
- (9) 介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修の資格取得を目的とした訓練に応募する場合は、養成施設としての所管官公署の指定を受けている者であること。
- (10) 長期高度人材育成コースの応募にあつては、次のいずれにも該当すること。
 - ア 介護福祉士養成施設として指定を受けていること。
 - イ 介護福祉士養成施設として令和6年度の卒業実績があること。
 - ウ 介護福祉士養成施設として令和8年度の実施予定があること。
 - エ 令和7年3月卒業生の就職率が80%以上であること。

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

- (1) 公募に関する説明書・仕様書の公表 令和7年11月10日(月)
- (2) 実施内容等に関する質問受付期限 令和7年11月17日(月) 午後3時必着
- (3) 質問に対する回答 令和7年11月25日(火)
- (4) 参加表明書等の提出期限 令和7年12月1日(月) 午後3時必着
- (5) 参加資格確認の通知 令和7年12月8日(月) 発送予定
- (6) 企画提案書の提出期限 令和7年12月19日(金) 午後3時必着
- (7) 審査会 令和8年1月上旬から中旬
- (8) 審査結果の通知・公表 令和8年1月中旬から2月上旬(予定)

5 質問の受付

- (1) 受付期間
公募開始日から令和7年11月17日(月) 午後3時まで
- (2) 質疑方法
電子メールにより受け付ける。なお、電子メールにより質疑を提出したときは、電話で送付確認をすること。
- (3) 提出先
上記2(3)のとおり
- (4) 回答期日
令和7年11月25日(火) 午後4時

(5) 回答方法

茨城県立土浦産業技術専門学院ホームページに掲載する。

(<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/tsusansen/index.html>)

6 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式第1号）、資格要件に関する証明書（様式第2号）、過去3年間の公共職業訓練等の実績（様式第3号）を作成し、次のとおり提出すること。ただし、長期高度人材育成コースについては、過去3年間の公共職業訓練等の実績（様式第3号）の作成は必要なく、上記3(10)を証する書類を提出すること。

(1) 提出期間

令和7年12月1日（月） 午後3時必着とすること。

なお、提出期限後に到着した応募書類は、無効とする。

(2) 提出先

上記2（3）のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

提出部数は各様式1部とする。

(4) 受付時間

令和7年11月10日（月）から令和7年12月1日（月）までの午前9時から午後3時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

7 企画提案書の提出方法等

下記8の企画提案書提出書類、仕様書及び契約書（案）を確認の上、企画提案書を作成し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）するとともに、電子データ（PDF形式による）を電子メールにより提出すること。

(1) 提出期限

令和7年12月19日（金）午後3時必着

なお、提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

(2) 提出先

上記2（3）のとおり

(3) 受付時間

令和7年12月8日（月）から令和7年12月19日（金）までの午前9時から午後3時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

(4) その他

企画提案の応募にあたっては、訓練1コースにつき、1本とする。

また、企画提案書等の作成については、訓練1コース毎に作成するものとする。

なお、今回企画提案を募集する訓練コースについては、仕様書に記載する。

8 企画提案書提出書類

別紙1のとおり

9 企画提案書の提出に当たっての留意事項

- (1) 企画提案書の用紙は、日本工業規格A4により作成すること。ただし、図面や図表等でA3版用紙を使用する場合は、綴じ込み折りとすること。
- (2) 企画提案書の提出部数は、5部（正本1部、副本4部）とする。
- (3) 審査の公平を期するため、企画提案書副本のすべてに、応募者名欄の名称を記入しないこと。
- (4) 企画提案書は、閲覧時の散逸等を防ぐため、左側綴じとすること。
- (5) 企画提案書作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) 提出期限後は、原則として、提出書類の変更、差し替え、再提出、撤回は認めない。
- (7) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (8) 県は、必要に応じて、企画提案書に係る追加資料の提出を求めることがある。
また、提出された企画提案書について、後日ヒアリング及び現地確認を行うことがある。
- (9) 企画提案書に関する費用は提出者の負担とする。
- (10) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とする。

10 プレゼンテーションの実施

企画提案書をもって書面審査するため、提出者からの説明は求めない。

ただし、企画提案書において不明な点があった場合は、提出者に説明を求めることがある。

11 審査の実施及び契約候補者の選定

(1) 評価項目

企画提案書等について以下の各項目及び基準により採点し、順位を決定する。

項目	審査基準
1 訓練内容の充実度	・離転職者及び企業ニーズを把握し、それを踏まえた提案内容であるか ・時代のニーズに対応し、カリキュラムに創意工夫がなされているか ・就職に結びつく効果的な訓練となるよう創意工夫があるか ・科目ごとの時間数が適切で、無理のない訓練日程であるか
2 就職支援の充実度	・訓練受講中の訓練生に対する支援が効果的な内容であるか ・未就職の訓練修了生に対する支援が効果的な内容であるか ・求人情報の収集、訓練生への提供体制は十分であるか ・同一又は類似訓練コースにおける就職率に問題はないか

3 業務実施体制	・ 訓練を円滑に実施するための体制は妥当なものであるか ・ 訓練施設・設備は訓練実施に当たり十分なものであるか ・ 講師等の人数、資格内容は訓練に対応した適切なものであるか ・ 同種及び類似業務の実績があり、本業務を円滑に遂行できるか
4 経費妥当性	・ 最低実施可能人数により積算する訓練実施経費の積算根拠は、上限額以内であり、明確で合理的なものであるか

(2) 契約候補者の選定方法

契約候補者の選定については、担当部署内に設置するプロポーザル審査会において、提案内容に基づき、総合的に審査の上、訓練 1 コースにつき、契約候補者を 1 者決定する。ただし、審査結果によっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがある。また、契約候補者に選定された者は、特段の理由がない限り契約を辞退することはできない。

(3) 失格事由

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本説明書に示した企画提案書の作成及び提出に関する条件に反した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(4) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、審査委員会において、上記（1）の評価基準により審査する。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は、非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

12 契約候補者選定後の手続き

(1) 訓練実施計画書の提出

契約候補者として選定された旨の通知を受けた者は、訓練実施計画書及び見積書を当学院に提出し、当学院の承認を得ることとする。見積書の提出期日については、当該学院から後日、連絡するものとする。

なお、当学院は、訓練実施計画書の承認にあたっては、既に提出された企画提案書等の内容を基本とするが、当該訓練実施のために必要と認められる場合には、契約候補者と協議により、企画提案書の内容を一部変更の上、訓練実施計画書の再提出を求めることがある。

この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合は、当該計画書は、不承認とし、次点者と協議を行うものとする。

また、見積書の金額が企画提案応募時に提出された訓練経費内訳書（様式第 14 号、様式第 16 号）と異なる場合には、理由書（任意様式）を併せて提出すること。

※建設人材育成コースについては、茨城県から国へ実施協議を行いその承認後、学院から訓練計画書等及び見積書の提出を依頼する。

(2) 契約手続き

ア 契約の締結

学院は、上記(1)において提出された訓練実施計画書を承認し、契約候補者から徴した見積書の額が別途定める予定価格の範囲内であることを確認の上、契約を締結する。

また、本事業は、契約書の作成を要する。

なお、契約書は、訓練コース毎に作成するものとする。

イ 契約保証金

業務受託者は契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）第 138 条第 2 項各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

13 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 選定された契約候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、次順位の者を契約候補者とする。
- (4) 当該事業は、国の委託訓練実施要領（令和 7 年 3 月 31 日改正開発 0331 第 19・20 号厚生労働省人材開発統括官通知）に基づき実施する。なお、国において当該要領の改正が行われた場合、契約候補者と協議の上、改正後の制度を適用する場合がある。
- (5) 当該事業に係る茨城県令和 8 年度当初予算が否決された場合、又は国から茨城県に対する令和 8 年度離職者等再就職訓練事業の委託がなされなかった場合は、当該事業に係る一切の決定、権利及び義務はその効力を失う。また、国が茨城県に対し、当該委託金の減額や本事業内容の変更を決定した場合は、その内容に基づき、契約候補者と協議の上、契約を締結する。